○職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

昭和４３年３月３０日

条例第１６号

改正　平成20年3月25日　条例第4号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５５条の２第６項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例）

第２条　職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

（１）　法第５５条第８項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合

（２）　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号）第１１条に規定する休日及び同条例第１２条第１項に規定する休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）並びに年次有給休暇並びに休職の期間

附　則

この条例は、昭和４３年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２５日条例第４号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。